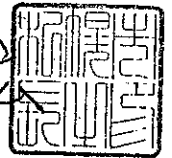


札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 80 号

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和40年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第3号中「200円」を「250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。